

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－３ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各行の創意工夫を尊重しているか、各行に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生 の最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>関係幹部</u>において、例えば次の点について、銀行から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅱ－１－６ 個別銀行に関する行政報告等 (１) [略] (２) 行政報告 財務局長が次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>当該銀行に係る監督事務を所掌する局の局長</u>に報告するも	Ⅱ 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－３ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各行の創意工夫を尊重しているか、各行に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生 の最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>総合政策局・監督局関係幹部</u>において、例えば次の点について、銀行から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅱ－１－６ 個別銀行に関する行政報告等 (１) [略] (２) 行政報告 財務局長が次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。

改正後	現 行
のとする。 なお、銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。 ①～⑤ [略] Ⅱ－１－９ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅱ－１－８を踏まえ、銀行等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 （１）金融庁電子申請・届出システム 銀行等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる<u>金融モニタリングシステム（FIMOS）</u>（以下「<u>FIMOS</u>」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることと	なお、銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。 ①～⑤ [略] Ⅱ－１－９ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅱ－１－８を踏まえ、銀行等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 （１）金融庁電子申請・届出システム 銀行等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる<u>金融庁業務支援統合システム</u>（以下「<u>統合システム</u>」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることと

改 正 後	現 行
する。 (2) <u>金融モニタリングシステム (FIMOS)</u> 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、<u>FIMOS</u> を利用して提出を求めることとする。 Ⅱ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅱ－3－3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料2「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。	する。 (2) <u>金融庁業務支援統合システム</u> 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、<u>統合システム</u> を利用して提出を求めることとする。 Ⅱ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅱ－3－3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料2「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

改 正 後	現 行
(2) [略] Ⅱ－３－４ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。	(2) [略] Ⅱ－３－４ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。

改 正 後	現 行
<u>〔削除〕</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことにつ	<u>(注) 財務局においては、照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことにつ

改正後	現 行
いてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。	いてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。
Ⅱ－４ 行政指導等を行う際の留意点等	Ⅱ－４ 行政指導等を行う際の留意点等
Ⅱ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点	Ⅱ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点
銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。	銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。
（１）～（３）〔略〕	（１）～（３）〔略〕
（４）行政指導の方式（行政手続法第 35 条）	（４）行政指導の方式（行政手続法第 35 条）
① 〔略〕	① 〔略〕
② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）。 イ. ～ハ. 〔略〕	② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）。 イ. ～ハ. 〔略〕
Ⅲ 主要行等監督上の評価項目	Ⅲ 主要行等監督上の評価項目

改正後	現行
Ⅲ－６ 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供 Ⅲ－６－２ 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み Ⅲ－６－２－１ 意義 金融が実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、金融機関が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組みを行っていくことが重要である。こうした取組みを更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。 （参考）「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成 22 年 6 月 18 日：閣議決定） なお、令和 6 年 6 月には、「事業性融資の推進等に関する法律」が成立し、企業価値担保権制度が創設された。企業価値担保権制度は、労働者や商取引先を適切に保護し、金融機関による事業の継続及び成長のための支援を円滑にすることを旨とするものであり、将来の成長可能性を重視した融資等の事業性に着目した融資実務に適合する新たな選択肢となるものである。特に企業価値担保権を利用して将来の成長可能性を重視した融資等に取り組む際の留意事項については、<u>金融庁「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」</u>を参照。 Ⅷ 銀行代理業 Ⅷ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理	Ⅲ－６ 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供 Ⅲ－６－２ 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み Ⅲ－６－２－１ 意義 金融が実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、金融機関が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組みを行っていくことが重要である。こうした取組みを更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。 （参考）「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成 22 年 6 月 18 日：閣議決定） なお、令和 6 年 6 月には、「事業性融資の推進等に関する法律」が成立し、企業価値担保権制度が創設された。企業価値担保権制度は、労働者や商取引先を適切に保護し、金融機関による事業の継続及び成長のための支援を円滑にすることを旨とするものであり、将来の成長可能性を重視した融資等の事業性に着目した融資実務に適合する新たな選択肢となるものである。特に企業価値担保権を利用して将来の成長可能性を重視した融資等に取り組む際の留意事項については、<u>金融庁「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」（2025 年 5 月）</u>を参照。 Ⅷ 銀行代理業 Ⅷ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理

改 正 後	現 行
Ⅷ－３－１ 一般的な事務処理 Ⅷ－３－１－５ 行政報告 （１）財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>ゆうちょ銀行以外の銀行代理業者に関するものは銀行・証券監督局長、ゆうちょ銀行の銀行代理業者に関するものは資産運用・保険監督局長</u>へ報告することとする。 （参考）様式・参考資料編 様式Ⅷ－３－１－５ （２）財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から⑦に掲げる場合は、その内容を遅滞なく<u>ゆうちょ銀行以外の銀行代理業者に関するものは銀行・証券監督局長、ゆうちょ銀行の銀行代理業者に関するものは資産運用・保険監督局長</u>に報告するとともに、所属銀行等・銀行代理業再委託者・銀行代理業再受託者の監督部局にも遅滞なく関連情報を提供するものとする。 ①及び③の報告は、様式Ⅷ－３－１－５によることとする。 ①～⑦ [略] Ⅸ 電子決済等取扱業 Ⅸ－２ 基本的な考え方 Ⅸ－２－２ 監督に係る事務処理の基本的考え方	Ⅷ－３－１ 一般的な事務処理 Ⅷ－３－１－５ 行政報告 （１）財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告することとする。 （参考）様式・参考資料編 様式Ⅷ－３－１－５ （２）財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から⑦に掲げる場合は、その内容を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するとともに、所属銀行等・銀行代理業再委託者・銀行代理業再受託者の監督部局にも遅滞なく関連情報を提供するものとする。 ①及び③の報告は、様式Ⅷ－３－１－５によることとする。 ①～⑦ [略] Ⅸ 電子決済等取扱業 Ⅸ－２ 基本的な考え方 Ⅸ－２－２ 監督に係る事務処理の基本的考え方

改 正 後	現 行
(1) ～ (4) [略] (5) 行政報告 ①・② [略] ③ 金融庁への送付等 イ・ロ [略] ハ. 電子決済等取扱業者登録状況一覧表の提出 a. 登録を行った全ての電子決済等取扱業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して送付するものとする。 b. [略] (6) [略] 様式・参考資料編 Ⅲ 参考資料 【資料 2】Ⅱ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係 金融庁 金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則	(1) ～ (4) [略] (5) 行政報告 ①・② [略] ③ 金融庁への送付等 イ・ロ [略] ハ. 電子決済等取扱業者登録状況一覧表の提出 a. 登録を行った全ての電子決済等取扱業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。 b. [略] (6) [略] 様式・参考資料編 Ⅲ 参考資料 【資料 2】Ⅱ－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係 金融庁 金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

改正後	現 行
平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. 対象 [略] 2. 照会 （1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下	平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. 対象 [略] 2. 照会 （1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送

改 正 後	現 行
同じ。)を速やかに送付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記(3)照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 (2)～(5) [略] 3・4 [略] 5. 実施時期 平成13年7月16日より実施する。 (改正) ・ 平成15年7月4日 上記4. 改正、実施。 ・ 平成16年5月14日 上記3. (3)、(5)改正、実施。 ・ 平成17年10月7日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。 ・ 平成19年7月2日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。 ・ 令和3年6月30日 上記2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。 ： <u>令和8年8月17日 上記2. (1) 改正、実施。</u>	付する。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記(3)照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 (2)～(5) [略] 3・4 [略] 5. 実施時期 平成13年7月16日より実施する。 (改正) ・ 平成15年7月4日 上記4. 改正、実施。 ・ 平成16年5月14日 上記3. (3)、(5)改正、実施。 ・ 平成17年10月7日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。 ・ 平成19年7月2日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。 ・ 令和3年6月30日 上記2. (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、3. (1)、(2)、(3)改正、実施。 <u>[新設]</u>